

「所管事務調査」と「議員（委員）派遣」について

■ 所管事務調査（「資料 1 - 2」参照）

- 1 根拠法令 地方自治法第 109 条
 - (1) 第 3 項 常任委員会は、その部門における当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - (2) 第 4 項 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 2 根拠例規 芽室町議会会議条例第 76 条

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

■ 議員派遣（「資料 1 - 3」参照）

- 1 根拠法令 地方自治法第 100 条第 13 項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 2 根拠例規 芽室町議会会議条例
 - (1) 第 77 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。
 - (2) 第 125 条 法第 100 条第 13 項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。